

# 令和2年度活動計画決定！

## 1. 近畿地方所有者不明土地連携協議会について

平成31年2月1日に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の円滑な施行に向け、関係団体との連携、協力を通じて、地方公共団体に対する助言や人的支援を目的として、本協議会が設立されました。

※構成員

国土交通省近畿地方整備局、法務省大阪法務局、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、日本行政書士会連合会近畿地方協議会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、福井県不動産鑑定士協会、近畿弁護士会連合会、福井弁護士会、日本補償コンサルタント協会近畿支部

## 2. 令和2年度の活動計画が決定！

令和2年6月8日の第2回通常総会において、令和元年度活動報告及び令和2年度活動計画が決定されました。（※新型コロナ対策のため文書開催により実施、6月18日に全構成員の承諾を得ました。）

### ●講習会の開催

市町村の職員の皆様に、所有者探索の方法や所有者が不明の場合の解決方法などの知識を深めて頂くことを目的に、弁護士を講師とした講習会を実施します。

時期は10月～11月を予定しています。詳細が決まり次第お知らせしますので、奮ってご参加ください。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス対策による三密回避のため、福井県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県についてはZoomを利用したWeb開催となります。大阪府・和歌山県については、現地会場にて実施します。

### ●講演会の開催

学識経験者等の専門家やシンクタンク等の研究者を講師に迎え、所有者不明土地問題について講演を行います。令和2年度は、新型コロナウイルス対策による三密回避のため、Web開催の予定です。

### ●所有者不明土地問題に関する広報活動

下記ホームページにて、協議会の活動内容に関する情報をアップしていますので、ご参照ください。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/land/syoyuusyahmeitoti/ol9a8v000001e0od.html>

### 3. 所有者不明土地問題に関する疑問にお答えします！

所有者不明土地問題に関して、市町村職員の皆様の疑問、質問を各府県の相談窓口にお寄せください。協議会構成員が連携し、疑問、質問にお答えします。

近畿地方所有者不明土地連携協議会 相談窓口

令和2年7月現在

機関名	所在地	担当部局	連絡先
福井県	910-8580 福井市大手三丁目17-1	土木部土木管理課 土地利用・管理グループ	TEL:0776-20-0469 FAX:0776-22-8164
滋賀県	520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1	土木交通部監理課 用地対策室	TEL:077-528-4123 FAX:077-528-4902
京都府	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	建設交通部 用地課 土地・収用係	TEL:075-414-5231 FAX:075-432-2074
大阪府	540-8570 大阪市中央区大手前二丁目	都市整備部 用地課	TEL:06-6944-9324
兵庫県	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	県土整備部県土企画局 用地課	TEL:078-362-9253 FAX:078-362-4377
奈良県	630-8501 奈良市登大路町30	県土マネジメント部 用地対策課	TEL:0742-27-7491 FAX:0742-27-8040
和歌山県	640-8585 和歌山市小松原通1-1	県土整備部県土整備政策局 用地対策課 収用調整班	TEL:073-441-3065 FAX:073-433-5573
事務局 国土交通省 近畿地方整備局	650-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	用地部 用地企画課	TEL:06-6942-1141 FAX:06-6947-7240

### 4. 所有者不明土地問題解消のための知識習得を国土交通省がお手伝いします！

#### 所有者不明土地問題に関して地方整備局の職員を派遣します

所有者不明土地法第41条において、市町村長は地域福利増進事業、収用適格事業及び都市計画事業の実施の準備のため、その職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通省の職員の派遣を要請することができることとなっています。

現在、市町村で取り組まれている事業において、土地所有者の確定に困っているようなことがあれば、まずはお気軽にご相談ください。職員の派遣とまではいかない場合でも結構です。次の連絡先までご連絡ください。

※ 職員の派遣を要望される場合においては、派遣する職員の旅費等の費用を要請する地方公共団体にご負担頂くこととなっておりますのでご了承ください。

(職員派遣に関する連絡先)

近畿地方整備局用地部用地企画課

☎ 06(6942)1141(代) E-mail kkr-syouchi@mlit.go.jp

別紙  
様式1

職員派遣要請書

令和〇年〇月〇日

国土交通省  
近畿地方整備局長 殿

(市町村長) 印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第57条の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があることから、貴局に所属する職員の派遣を下記のとおり要請します。

記

- 事業の種類及び内容
- 派遣を要請する理由
- その他職員の派遣について必要な事項
- 問合せ先

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 「事業の種類」は地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の別を、「事業の内容」は事業により整備する施設の種類等を記載するものとする。
- 「派遣を要請する理由」は、土地所有者等の探索に当たって生じている支障や習得させる必要がある知識を具体的に記載するものとする。
- 「その他職員の派遣について必要な事項」は、派遣を希望する時期及び期間、専門的な知識を習得させる職員の部署及び人数、職員派遣に係る旅費等の費用を地方公共団体が負担する等を記載するものとする。

職員派遣に係る申請様式

お問い合わせ

近畿地方所有者不明土地連携協議会 事務局

(近畿地方整備局 用地部 用地企画課)

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

☎ 06(6942)1141(代)

E-mail kkr-syouchi@mlit.go.jp